

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 誠仁会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県長崎市矢上町9番12号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和62年 12月23日

(4) 設立登記年月日 昭和63年 1月 4日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	大久保 洋	医療法人 誠仁会 千綿病院 管理者
理事	大久保 史子	
同	大久保 繭	
同	大久保 總子	
同	大久保 紘基	
同	大久保 波南	
同	大久保 藍雅	
監事	酒井 正義	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	医療法人 誠仁会 千綿病院	長崎県長崎市矢上町9番12号	一般病床 56 床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
居宅介護支援事業 千綿病院ケア・ステーション	長崎県長崎市矢上町11番11号	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

ありません。

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年5月26日	社員就任に関する件
〃	役員報酬の件
〃	第35期報告の承認に関する件
〃	女子寮解体費用の件
令和4年10月6日	女子寮解体（建物滅失登記完了）の報告
令和5年3月23日	令和5年度の収支予算の決定

” 令和5年度の金融機関借入金限度額の件

様式 3-2

法人名 医療法人 誠仁会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市矢上町9番12号

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	352,532	I 流動負債	39,776
現金及び預金	217,450	支払手形	
事業未収金	123,427	買掛金	12,656
貸倒引当金	△ 743	短期借入金	
たな卸資産	8,856	未払金	20,561
前渡金		未払費用	
前払費用	108	未払法人税等	101
繰延税金資産		未払消費税等	441
その他の流動資産	3,434	繰延税金負債	
II 固定資産	498,878	前受金	
1 有形固定資産	440,091	預り金	6,017
建物	222,826	前受収益	
構築物	667	法人税充当金	
医療用器械備品	4,096	その他の流動負債	
その他の器械備品	18,755	II 固定負債	783,036
車両及び船舶	4,370	医療機関債	
土地	115,844	長期借入金	729,700
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産	73,533	リース債務	53,336
2 無形固定資産	20,728	その他の固定負債	
借地権		負債合計	822,812
ソフトウェア	297	純資産の部	
その他の無形固定資産	20,431	科 目	金 額
3 その他の資産	38,059	I 資本金	66,698
有価証券		II 資本剰余金	
長期貸付金		III 利益剰余金	△ 32,966
役員等長期貸付金		繰越利益剰余金	△ 32,966
長期前払費用	195	IV 評価・換算差額等	
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産	37,864	繰延ヘッジ損益	
III 繰延資産	5,134	純資産合計	33,732
繰延消費税	5,134	負債・純資産合計	856,544
資産合計	856,544		

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 4 - 1

法人名 医療法人 誠仁会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市矢上町9番12号

損 益 計 算 書

(自令和4年4月1日至令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		718,075
2 事業費用		
(1) 事業費	735,658	
(2) 本部費	0	735,658
本来業務事業損失		17,583
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		15,467
2 事業費用		13,788
附帯業務事業利益		1,679
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		15,904
II 事業外収益		
受取利息	6	
その他の事業外収益	54,639	54,645
III 事業外費用		
支払利息	5,346	
その他の事業外費用	23,492	28,838
経常利益		9,903
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益	734	734
V 特別損失		
固定資産除却損	14,791	
その他の特別損失		14,791
税引前当期純損失		4,154
法人税・住民税及び事業税		
法人税等調整額		204
当期純損失		4,358

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人 誠仁会

所在地 長崎市矢上町9番12号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和5年3月31日現在)

1. 資 産 額	・ 856,544 千円
2. 負 債 額	・ 822,812 千円
3. 純 資 産 額	・ 33,732 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	352,532
B 固 定 資 産	504,012
C 資 産 合 計 (A+B)	856,544
D 負 債 合 計	822,812
E 純 資 産 (C-D)	33,732

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 誠仁会
理事長 大久保 洋 殿

私 酒井 正義 は、医療法人 誠仁会の令和4年会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年 5 月 25 日
医療法人 誠仁会

監事 酒井 正義

